学童保育所への入所申し込み
一次申請受け付けは 12月1日（土）～7日（金）

学童保育所の31年度の入所申し込み受け付け（一次申請）を、12月1日（土）～7日（金）に行います。今回入所の対象となるのは、31年4月に小学新1年～6年生になる児童です。

【受付日時】12月1日（土）・3日（月）・4日（火）・5日（水）が午前8時半～午後5時、6日（木）・7日（金）が午前8時半～午後8時

【受付場所】児童青少年課（市役所2階）

【学童保育所費】1人月額6600円

※学童保育所費の減免を希望する方は、「提出書類」の③を添付して減免申請書の提出が別途必要です。

【提出書類】①入所申請書②保護者の状況を証明する書類（勤務証明書・病気治療中のときは医師の診断書・そのほかの理由で家庭での適切な監護ができないときはその理由書）③市民税非課税世帯は保護者世帯全員の30年度住民税非課税証明書。市民税均等割のみの課税世帯は世帯全員の30年度住民税課税証明書。生活保護世帯は受給証明書

※入所申請書と勤務証明書の用紙は、11月1日（木）から同課および各学童保育所で配布します。

【ご注意】郵送での申し込みはできません。必ず保護者が直接必要書類を持参してください▼受付期間後に申し込みのあった児童については、入所時期が遅れる場合があります▼提出された書類を基に入所判定を行い、入所児童を決定します。希望者が定員を超えた場合は、お待ちいただくことになります▼入所決定は小学1年～3年生の児童を優先します

詳しくは同課児童青少年係☎470・7735へ。

都の心身障害者医療費助成制度（マル障）
対象者拡大に伴う事前申請を受け付けます

31年1月1日から、都の心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象に、「精神障害者保健福祉手帳1級」が追加されます。

【対象】精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。ただし、生活保護受給中の方、所得制限基準額を超える方、65歳までに申請しなかった方（※）などは対象外です。

※手帳交付日が30年12月31日以前で、有効期限のある精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの65歳以上の方は、31年6月30日までマル障を申請できます。

【持ち物】31年1月以降の有効期限のある1級の精神障害者保健福祉手帳▼健康保険証▼認め印（スタンプ式不可）▼30年1月2日以降に市内に転入した方は、30年度住民税課税（非課税）証明書

申請は11月1日（木）から、開庁日の午前8時半～午後5時（正午～午後1時を除く）に、障害福祉課（市役所1階）で受け付けます。

詳しくは同課管理係☎470・7747へ。

マル障 所得制限基準額

扶養親族等の人数	所得額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円
5人	550万4,000円

※所得判定対象者は受給者本人。ただし、マル障で20歳未満の方は、国民健康保険法の世帯主か社会保険の被保険者（本人が国民健康保険法の世帯主か社会保険の被保険者であれば20歳未満でも本人）。

国民年金だより
納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、30年1月～12月に納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者や家族（子どもなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、30年中に納付した国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

そのため、30年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されるので、申告書の提出の際に必ずこの証明書または領収証書を添付してください（30年10月1日～12月31日に、今年初めて国民年金保険料を納めた方には、翌年の2月上旬に送付されます）。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万が一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。

東京都母子及び父子福祉資金・女性福祉資金 貸し付けのご案内

都では、ひとり親家庭の方が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要な資金をお貸ししています。

【貸し付け対象】母子及び父子福祉資金＝原則として都内に6カ月以上居住する母子家庭の母親・父子家庭の父親などで、20歳未満のお子さんを扶養している方▼女性福祉資金＝原則として都内に6カ月以上居住する配偶者がいない女性で、次の①・②のいずれかに該当する方

①親・子・兄弟姉妹などを扶養している方（所得制限なし）②年間所得が203万6000円以下で、母子家庭の母親として20歳未満の子を扶養したことのある方または婚姻歴のある40歳以上の方。

※いずれも貸し付けが自立につながると判断され償還の計画を立てることができる方。

【貸し付けの種類・申請方法】技能習得・転宅・修学などの目的ごとに資金の種類が分かれています。申請は事前に予約の上、児童青少年課（市役所2階）へ

※審査の結果、貸し付けができない場合があります。

【償還方法】資金ごとに設定されている期限内に償還していただきます。連帯保証人の有無によって利子（年1％）が掛かる場合があります

詳しくは同課助成支援係☎470・7736へ。

高額介護（予防）サービス費の年間上限額に係る申請について

高額介護（予防）サービス費とは、介護サービス費の利用者負担（負担割合1割～3割）の合計額が、自己負担限度額（下表）を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。

従来の利用者負担の「月額上限額」に加え、29年8月利用分から「年間上限額」が設定されました。1年間（8月～翌年7月利用分）の上限額は44万6400円（3万7200円×12カ月相当）で、32年7月利用分までの3年間の時限措置です。

「年間上限額」の新設に伴う申請書を送付します

対象となる方には、10月中旬以降に申請書を送付します。

【対象要件】世帯内のすべての被保険者（介護サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の方▼所得区分（下表）が「現役並み所得者相当の方」以外の方

申請手続きが不要な方

「年間上限額」の対象者のうち、過去に「月額」の申請書を提出した方は、申請手続きが不要です。支給内容は、11月以降に送付する「支給決定通知書」で確認してください。

基準収入額適用申請について

所得区分（下表）が「現役並み所得者相当の方」であっても、基準収入額の適用により、「住民税課税世帯の方」として「年間上限額」の対象になる場合があります。

対象になる可能性のある方には「基準収入額適用申請書」を送付しますので申請してください。

29年8月以降に転入し、前住所地で介護サービスを利用していた方

29年8月～30年7月に東久留米市に転入した方（保険者が東久留米市に変更になった方）で、前住所地で介護サービスを利用し、利用者負担の年間合計額が、44万6400円を超えている方は、「年間上限額」の対象になる可能性があります。

年間上限額の申請には、前住所地の市区町村が発行する「高額介護（予防）サービス費（年間上限）自己負担額証明書」が必要です。同証明書の取得方法は、前住所地の市区町村にご確認ください。

詳しくは介護福祉課介護サービス係☎470・7750へ。

自己負担限度額

所得区分	月額限度額（年間上限額）
医療保険制度における現役並み所得者相当の方　※	世帯4万4,400円
住民税課税世帯の方	世帯4万4,400円（44万6,400円）
世帯全員が住民税非課税	世帯2万4,600円
・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など	世帯2万4,600円 個人1万5,000円
生活保護受給者など	個人1万5,000円

※世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の被保険者がいる方。ただし、基準収入額が適用されると、所得区分が「住民税課税世帯の方」になります。適用要件は、同一世帯の65歳以上の方の収入合計が520万円未満（65歳以上の方が1人のみの場合は383万円未満）です。なお、自己負担割合が1割の方に限ります。

国民健康保険 30年4月分の診療費をお知らせします

国民健康保険は、私たちの健康と生命を守る大切な制度です。国民健康保険の健全な運営にご理解とご協力をお願いします。

◎一般被保険者

【診療件数】2万4112件

【診療費】6億2367万7144円（前年度比105・2％）▼1件当たりの金額＝2万5866円

◎退職被保険者

【診療件数】156件

【診療費】247万7200円（前年度比26・3％）▼1件当たりの金額＝1万5879円

※出典は「国民健康保険毎月事業状況報告（7月報）」。

詳しくは保険年金課☎470・7733へ。

ライジングサン

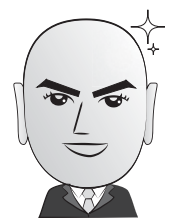

市長　並木克巳

元気なシニア世代を
季節はすっかり秋めいてまいりました。皆さんいかがお過ごしですか。

さて、29年のわが国の平均寿命は女性が87・26歳、男性が81・09歳でいずれも過去最高を更新し、引き続き世界トップクラスです。このような長寿社会の中で、今年100歳を超えた国民が6万9785人となり約7万人になりました。

そのような中で、先月慶祝事業の一環として、「いきいき長寿大会」を開催しました。市内のシニアの皆さんが生涯学習センターに集い、イベントを楽しんでいただきました。そのときの皆さんの笑顔がとても印象的でした。

市内の100歳を超えた方は56人で、昨年から1人増えています（男性4人、女性52人）。人生100年時代と言われ始めていますが、健康で生き生き暮らせることは理想とするところです。そのためにも健康長寿を目指し、市民の皆さんとチャレンジしていかなくてはなりません。市としても誰もが安心して暮らせる環境づくりに努力していますが、市民の皆さんが高齢化社会について関心を持っていただくことも大切です。

市では、地域で支え合う絆社会を目指し、東久留米音頭の練習会なども開催しています（本番は「市民みんなのまつり」11月10日〈土〉）。当日の飛び入り参加も歓迎です。ぜひご参加ください。そのようなイベントに参加するなど、健康長寿にチャレンジする一歩を踏み出してみてください。